

POST CARD



# 寄付をご検討の みなさまへ

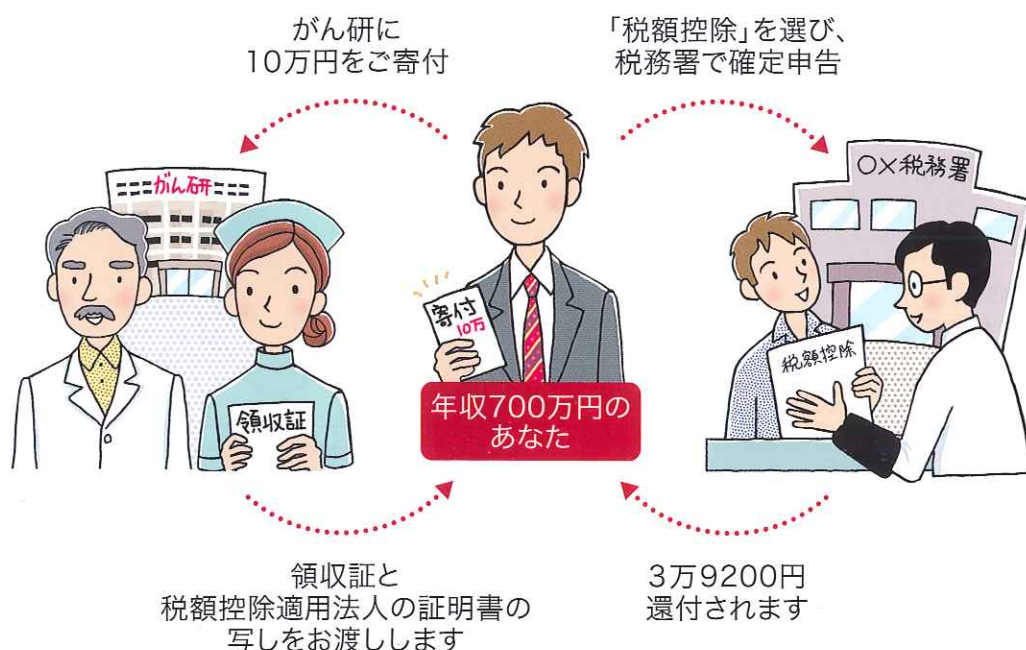
拝啓

この度、がん研の寄付金には、新たに税金の優遇措置が適用されることになりました。何とぞ、当会の活動にご理解をいただき、ご寄付のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

 公益財団法人 **がん研究会**  
JAPANESE FOUNDATION FOR CANCER RESEARCH

## \*例えば(目安ですが…)

年収700万円で配偶者とお子様1人がいらっしゃる方が10万円を寄付されたと、これまで(所得控除)の還付金は1万9600円でしたが、現在(税額控除、平成23年4月以降)は3万9200円、2倍もの税金が戻ります。



裏面もご覧ください。

ご存じですか？

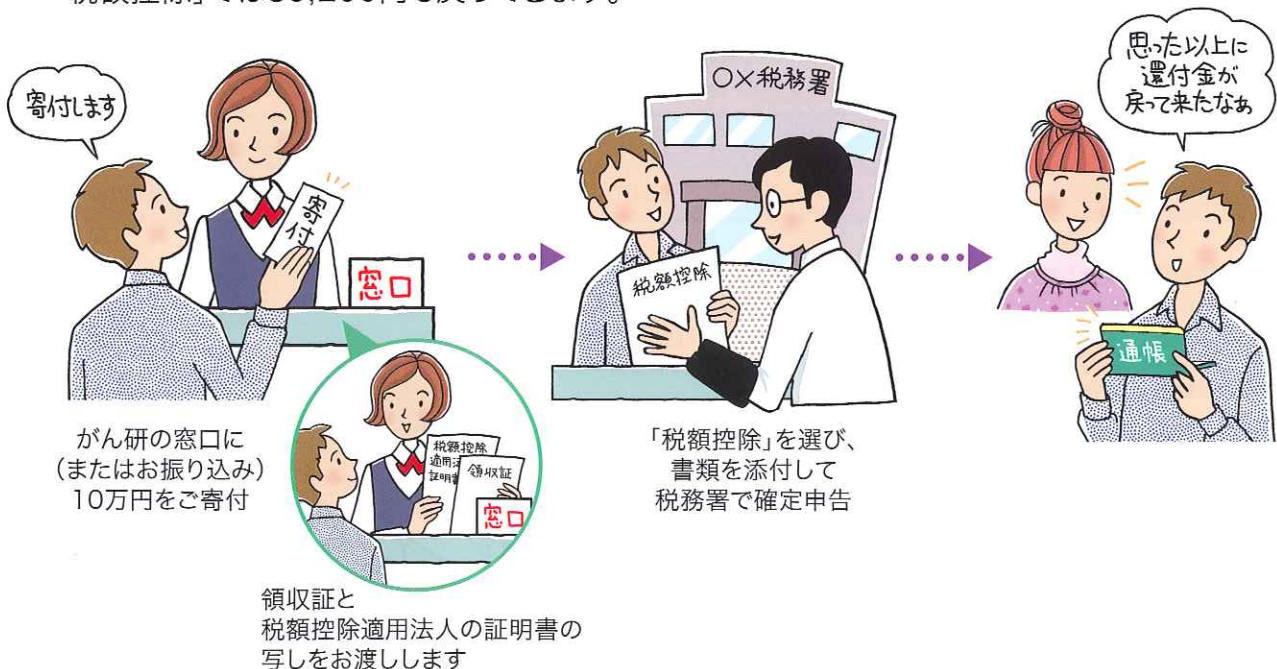
# がん研への寄付で、税金が戻ってきます。

公益財団法人がん研究会への個人の寄付金に対し、税金の優遇措置が拡大されました。

平成23年8月、公益財団法人がん研究会は新寄付税制に基づく「税額控除」適用法人としての証明を受けました。これにより、税金の申告の際、「税額控除」と従来の「所得控除」の有利な方を選択できるようになりました。年収や家族構成等によって違いはありますが、個人の寄付の場合、ほとんどは「税額控除」の方が減税効果は高くなっています。

## \*Aさん(年収700万、配偶者あり、子ども1人)の場合

10万円をがん研に寄付されますと、従来の「所得控除」では19,600円の還付金が、「税額控除」では39,200円も戻ってきます。



裏面もご覧ください。

# 「税額控除」は、公益性の高い法人への寄付に適用される、特別な優遇措置です。

がん研では、税額控除・所得控除のいずれか有利な方を選択できます。

## \*寄付金控除により減額される税金の目安(対象:個人寄附)

あくまで目安ですので、一つの参考としてご覧ください。

(単位:円)

寄付金額		収入	年収300万 配偶者あり	年収500万 配偶者あり	年収700万 配偶者、子供1人	年収1,000万 配偶者、子供2人	年収1,500万 配偶者、子供2人	年収2,000万 配偶者・子供2人
5万円	税額控除		9,500	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
	所得控除		2,400	4,800	9,600	9,600	15,900	15,900
10万円	税額控除		9,500	27,200	39,200	39,200	39,200	39,200
	所得控除		4,900	9,800	19,600	19,600	32,400	32,400
20万円	税額控除		9,500	27,200	75,600	79,200	79,200	79,200
	所得控除		9,900	15,900	39,600	39,600	65,400	65,400
50万円	税額控除		9,500	27,200	75,600	153,600	199,200	199,200
	所得控除		24,900	30,900	84,800	99,600	164,400	164,400
100万円	税額控除		9,500	27,200	75,600	153,600	399,200	399,200
	所得控除		38,000	55,900	134,800	199,600	302,600	329,400
200万円	税額控除		9,500	27,200	75,600	153,600	418,700	799,200
	所得控除		38,000	75,200	219,900	390,800	532,600	659,400
500万円	税額控除		9,500	27,200	75,600	153,600	418,700	799,200
	所得控除		38,000	75,200	234,000	503,000	1,156,000	1,649,400

税額控除が有利  
↑  
↓  
所得控除が有利

### ●税額控除(新たな寄付金控除制度・平成23年4月以降のご寄付に有効です。)

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$\text{【(寄付金合計額}(\ast 1) - 2,000\text{円)} \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)\text{】}$$

※1 寄付金額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

### ●所得控除(これまでの寄付金控除制度)

以下の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得から控除されます。

$$\text{【寄付金合計額} - 2,000\text{円】}$$

※ただし、年間所得の40%に相当する額が限度となります。

詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。



公益財団法人 **がん研究会** 募金室

〒135-8550 東京都江東区有明3-8-31 募金室直通 TEL.03-3570-0512 内線1426、1498/FAX.03-3570-0604